

久留米市高齢者配食サービス業務仕様書

1. 受託事業者の要件

令和6年4月1日時点で、配食弁当を調理できる事業所を有しており、別表1に定める1日常生活圏域以上に配食が可能であること。

2. 実施期間

本事業の実施期間は、令和6年4月1日～令和7年3月31日とする。

3. 配食の実施

- (1) 調理は受託事業者の敷地内で実施すること。配食は受託事業者が実施すること。(調理に関しては再委託を認める。)
- (2) 受託事業者は、久留米市からの配食利用決定及び終了等の通知を受けた場合、サービスの手続きを速やかに行うこと。
- (3) 配食日は、原則として日曜日を除く月曜日から土曜日までの1週間あたり6日とする。
- (4) 配食は、調理完了後2時間以内に行うものとし製造時刻を明示する。配達時間は、昼食が午前11時から午後1時まで、夕食が午後3時から午後6時までを目安とする。
- (5) 配食数は、利用者1人につき1日あたり昼食、夕食、各1食を限度とする。
- (6) 受託事業者は、1食あたり650円の単価で献立、調理、配達、安否確認を行い、久留米市の指示に基づき利用者負担分として住民税課税世帯の者から650円、非課税世帯の者から450円を利用者から直接徴収すること。
- (7) 前項の非課税世帯の者の差額200円については、久留米市が負担する。
- (8) 受託事業者は、利用者から配食の中止・再開等の配食サービスに関する変更の申出があった場合には、速やかに久留米市に連絡を行うこと。

4. 食事の質の確保・向上

- (1) 受託事業者は、1週間分の献立表を事前に利用者へ提示すること。
- (2) 受託事業者は、「日本人の食事摂取基準(2020年版)」(厚生労働省)を参考として1日の栄養基準を定め、1日に2食又は1食の提供を行う場合はそれぞれの栄養量等がその栄養基準の3分の2又は3分の1となるよう献立を作成すること。
- (3) 食事の献立は、食品構成等に偏りのない配分とすることとし、その達成状況等を栄養士または管理栄養士により久留米市へ報告すること。
- (4) 食事の容器は、安全衛生的かつ配達に耐えうる丈夫なものを使用すること。また、配達時に前回の空き容器を回収すること。ただし、使い捨て容器を使用の場合は、回収は任意とする。

5. 申請受付・給付決定等

- (1) 久留米市は申請者から申請書を受理した後、住民基本台帳・課税台帳・介護保険受給者台帳等から、住民登録情報・住民税課税状況・要介護認定状況を確認後、配食支給開始の決定を行い、申請者宛てに「一般高齢者配食サービス利用決定通知書」を送付する。
 - (2) 久留米市は、配食支給開始決定後、受託事業者へ一般高齢者配食サービス利用決定連絡書を送付する。受託事業者は、一般高齢者配食サービス利用決定連絡書に記された内容を基に、配食を実施する。
- ※「却下する場合」等についても基本的には同じ処理をする。

6. 利用者の安全確保

(1) 安否確認について

受託事業者が利用者へ食事を原則として手渡すことにより、利用者の安否確認を行うこと。食事を手渡しできず連絡が取れなかった場合、利用者の異変を発見した場合には、久留米市にその旨の連絡を行うこと。

(2) 衛生面の管理について

受託事業者は、保健所の指導に基づき、細菌検査を実施し安全確認に努めること。

7. 実績の報告

受託事業者は、翌月10日までに久留米市に対し利用者ごとの実績報告書(月次)および献立表、食品使用量報告書等を提出する。

8. 利用および利用休止等の決定

利用および利用休止等の決定は、久留米市が行う。

なお、受託事業者は利用者から利用の休止及び配食日数の変更の申し出があった場合は、速やかに久留米市に報告すること。

9. 遵守事項

業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めること。

10. その他

- (1) 本事業を実施するにあたり、受託事業者は利用者に対して本事業に関係ない営利事業の周知・営業等、またそれと誤解される行為を行わないこと。
- (2) 受託事業者は、食品衛生等の研修等を受講したときは、書面で久留米市に報告すること。
- (3) 委託契約後、必要に応じて「給食施設開始(再開)届」(久留米市健康増進法施行細則第3条)を保健所長に届け出ること(届出済みの場合は不要)。
- (4) 災害等によりサービスが提供できない状態になった場合は、久留米市高齢者配

食サービスの対象者リストを速やかに久留米市に提出し、その後の対応について市と協議すること。

- (5) 災害防止等のため受託事業者が前もってサービスを中止する場合は速やかに市へ報告し、利用者への連絡は受託事業者にて行い、結果も市へ報告すること。また、その際、利用者の食の確保に問題が生じた場合は、対応について市と協議すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項は、協議のうえ決定する。

(別表1)

久留米市の日常生活圏域は、下表のとおりとする。

日常生活圏域	小 学 校 区							
	A	西国分	東国分					
B	荘 島	日 吉	篠 山	南 薫	長門石			
C	南	津 福						
D	京 町	鳥 飼	金 丸					
E	御 井	合 川						
F	上 津	高良内	青 峰					
G	小森野	宮ノ陣	北 野	弓 削	大 城	金 島		
H	船 越	水 分	柴 刈	川 会	竹 野	水 縄	田主丸	
I	城 島			青 木	江 上	犬 塚	三 瀧	西牟田
	旧城島	旧下田	旧浮島					
J	荒 木	大善寺	安 武					
K	山 川	山 本	草 野	善導寺	大 橋			

※城島校区については原則城島校区全体であるが、やむをえない場合は一部の旧校区のみの選択も可。